

岐阜市大気汚染対策要領

平成 23 年 11 月 4 日 決裁
平成 26 年 5 月 12 日 改正
平成 27 年 5 月 29 日 改正
平成 28 年 4 月 1 日 改正
平成 31 年 3 月 29 日 改正
令和 2 年 3 月 26 日 改正
令和 3 年 4 月 1 日 改正
令和 3 年 6 月 4 日 改正
令和 5 年 3 月 28 日 改正
令和 6 年 3 月 22 日 改正
令和 7 年 3 月 27 日 改正

(目的)

第 1 条 この要領は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 23 条及び岐阜県公害防止条例（昭和 43 年岐阜県条例第 35 号）第 25 条の規定により、岐阜市長（以下「市長」という。）のとるべき大気汚染の緊急時の措置に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業者の責務)

第 2 条 ばい煙を排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）及び揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者（以下「VOC 排出者」という。）は、常に工場又は事業場（以下「事業所」という。）からの大気汚染物質の排出抑制を行うものとする。

2 ばい煙排出者は、年 1 回以上（法に年 2 回以上の規定のあるものはその頻度）の自主測定を行い、大気汚染物質の排出状況を把握するものとする。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、大気汚染の状況を把握するため、大気環境の自動測定局を市内に設置し常時監視するものとする。

2 市長は、大気汚染の状況に関して、注意を促す場合等の情報（以下「大気汚染情報」という。）の発令基準（大気汚染物質及び大気汚染情報ごとに別表第 1 に定める状況をいう。以下同じ。）を設け、当該基準に達したとき及び解除する状態になったときは公表するものとする。

3 市長は、大気汚染情報が発令されたときは、第 7 条により市民等に対し周知するものとする。

4 市長は、大気汚染情報が発令されたときは、第 8 条により市民等からの大気汚染に起因する健康被害状況を把握するものとする。

(大気汚染情報の発令及び解除)

第4条 大気汚染情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染予報 次号に掲げる大気汚染注意報を発令する可能性がある場合の情報
 - (2) 大気汚染注意報 大気の汚染が著しくなり、人の健康に係る被害が発生するおそれがある場合の情報
 - (3) 大気汚染緊急警報 大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康に係る被害が発生するおそれがある場合の情報
- 2 市長は、大気汚染の状況が前条第2項に基づく発令基準に達したときであつて、かつ、その状態が継続すると考えられる気象条件にあるときに大気汚染情報を発令する。
- 3 市長は、大気汚染の状況が前項に定める要件に該当しなくなった場合に、その発令を解除するものとする。

(オキシダント重点監視期間)

第5条 オキシダントに係る重点監視期間は、毎年5月1日から9月30日までの午前11時から午後5時までとする。ただし、午後5時にオキシダントに係る大気汚染情報が発令中であつて、その状態が継続すると考えられる気象条件にある場合は、この限りではない。

(事業者等の取るべき措置)

第6条 別表第2に掲げるばい煙排出者は、大気汚染情報発令時において、次に掲げる各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 大気汚染予報発令時においては、大気汚染注意報の発令に備えて排出ガス量の削減が行える体制をとるものとする。
 - (2) 大気汚染注意報発令時においては、事業所からの排出ガス量を予報発令時の20%程度削減するものとする。
 - (3) 大気汚染緊急警報発令時においては、事業所からの排出ガス量を予報発令時の40%程度削減するものとする。
- 2 別表第2に掲げるVOC排出者は、大気汚染情報発令時において、次に掲げる各号の措置を講ずるものとする。
- (1) 大気汚染予報発令時においては、大気汚染注意報の発令に備えて自主的協力が行える体制をとるものとする。
 - (2) 大気汚染注意報発令時においては、VOCの管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について自主的に協力するものとする。
 - (3) 大気汚染緊急警報発令時においては、注意報発令時と同様の措置、その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する周知)

第7条 市長は、大気汚染予報の発令及び解除時において、別表第2に掲げるばい煙排出者及びVOC排出者に周知するものとする。

2 市長は、大気汚染情報（大気汚染予報を除く。）の発令及び解除時において、別表第3の連絡体制により、ばい煙排出者、公共施設、学校及び大規模商業施設等に周知するとともに、市民等に対しても防災無線等で周知するものとする。

(被害の把握)

第8条 感染症・医務薬務課及び各保健センターは、市民等からの被害が発生した旨の通報を受けたときは、別表第4の調査票を作成するものとする。

2 感染症・医務薬務課及び各保健センターは、当該調査票を環境保全課へ移送するものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年1月1日から適用する。

2 岐阜市オキシダント（光化学スモッグ）緊急時の広報等の実施要領（昭和54年5月1日決裁）は廃止する。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

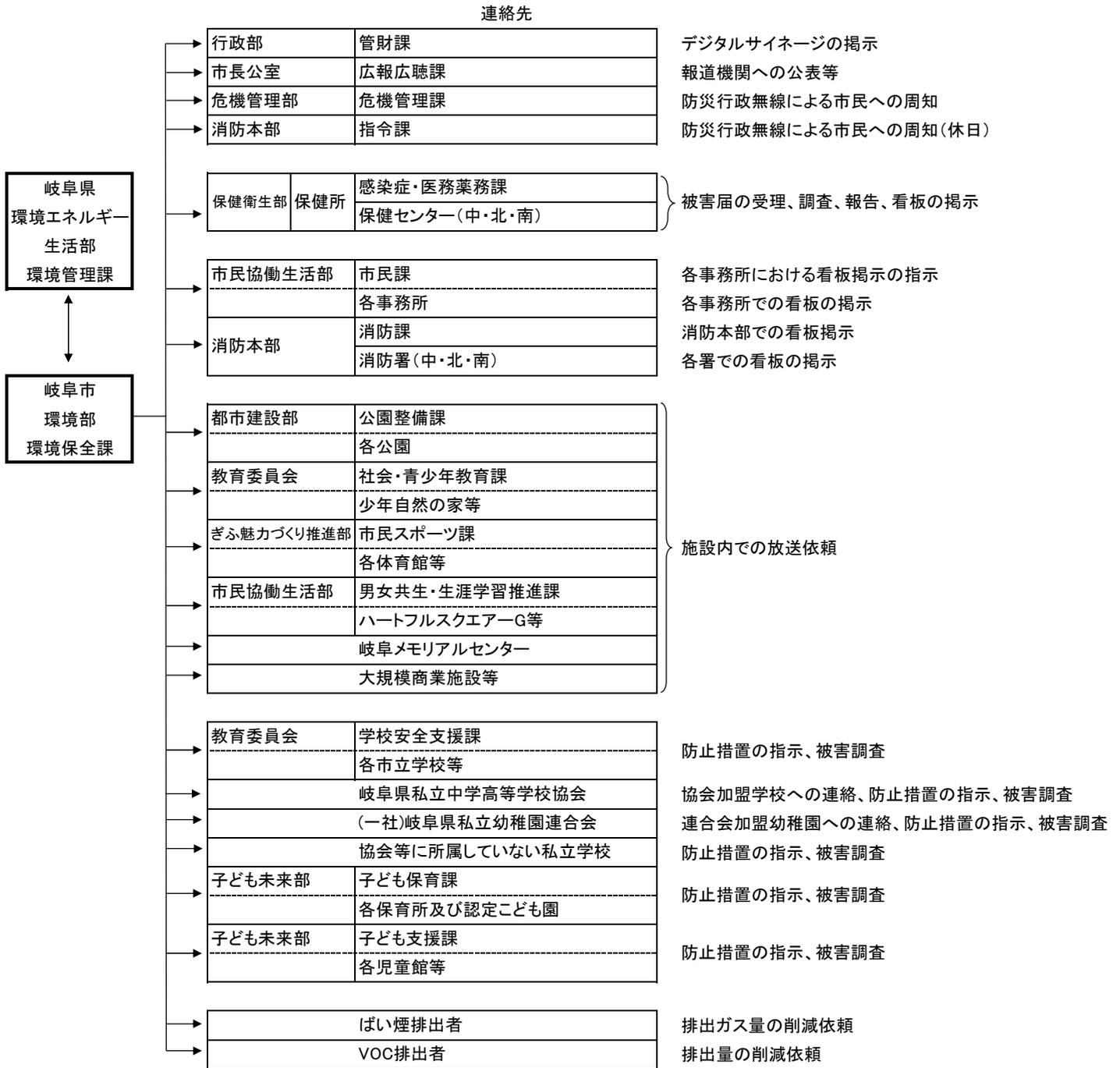
大気汚染情報の発令基準

物質	大気汚染予報	大気汚染注意報	大気汚染緊急警報
硫黄酸化物	1 大気中の濃度の1時間値（以下「1時間値」という。）が0.2ppm以上の状態で2時間継続した場合 2 1時間値が0.3ppm以上の状態になった場合 3 1時間値の24時間平均値が0.15ppm以上の状態になった場合	1 1時間値が0.2ppm以上の状態で3時間継続した場合 2 1時間値が0.3ppm以上の状態で2時間継続した場合 3 1時間値が0.5ppm以上の状態になった場合 4 1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上の状態になった場合	1 1時間値が0.5ppm以上の状態で3時間継続した場合 2 1時間値が0.7ppm以上の状態で2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	1時間値が2.0mg/m ³ 以上の状態になった場合	1時間値が2.0mg/m ³ 以上の状態が2時間継続した場合	1時間値が3.0mg/m ³ 以上の状態で3時間継続した場合
一酸化炭素	1 1時間値が20ppm以上の状態で5時間継続した場合 2 1時間値が10ppm以上の状態で15時間継続した場合	1時間値が30ppm以上の状態になった場合	1時間値が50ppm以上の状態になった場合
二酸化窒素	1時間値が0.4ppm以上の状態になった場合	1時間値が0.5ppm以上の状態になった場合	1時間値が1ppm以上の状態になった場合
オキシダント	1時間値が0.1ppm以上の状態になった場合	1時間値が0.12ppm以上の状態になった場合	1時間値が0.4ppm以上の状態になった場合

ばい煙排出者及びVOC排出者

物質	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質 一酸化炭素 二酸化窒素	オキシダント
ばい煙 排出者	硫黄酸化物を10m ³ N/時以上 排出する能力のある事業所	排出ガス量が5,000m ³ N/時以 上ある事業所	窒素酸化物を3,000m ³ N/年以上 排出する能力のある事業所
VOC 排出者			法第2条第5項に定めるVOC排 出施設を有する事業所

大気汚染情報(予報を除く)の発令及び解除時における連絡体制



健康被害に関する調査票

岐阜市

被害者の住所	職業	
被害者の氏名	性別	男・女
	年齢	才
症状を感じたときの日時及び場所 ・日 時 ・場 所		
症状を感じたときの活動状況 抜粋		
症状 (1) 眼 (2) 喉 (3) めまい (4) その他の症状		
処置		
被害を受けたときの環境状況等		
調査日時 調査者職氏名		

光化学スモッグの被害防止と応急対策

- 1 注意報が発令されたら、
 - ・外での激しい運動を避ける。
 - ・目などに刺激を感じたら、すぐに家に入る。
 - ・病弱な人、乳児、高齢者などは、健康な人よりも影響をうける恐れがあるので特に注意する。

- 2 次のような症状を感じたら、
 - ・目などがチカチカしたり痛いときは、水道水等で洗眼する。
 - ・のどの痛みを感じたときは、うがいをする。

- 3 次のようなときは、すぐ医者診察を受ける。
 - ・洗顔やうがいをしてもよくなる時。
 - ・呼吸困難や、けいれんがある時。
 - ・爪やくちびるの色が紫色になった時。
 - ・意識障害がある時。

- 4 被害を受けた方は、最寄りの保健センターに連絡する。